

ガス料金改定に伴う原料費調整制度に基づく 単位料金調整額算定方法について (3月8日から3月31日までの検針分) (東京地区等)

平成24年3月8日を実施日とする料金改定に伴い、平成24年3月8日以降の平成24年3月検針分の単位料金についても、「原料費調整制度」に基づく調整を行います。

単位料金は、本日発表した改定後の料金に比べ1m³ (45MJ)につき0.34円(消費税込)上方に調整させていただきます。

今回の調整は、平成23年10月～12月の平均原料価格に基づくものです。

なお、平成24年3月1日から3月7日までの検針分の「原料費調整制度」に基づく単位料金の調整については、平成24年1月30日プレスリリース「原料費調整制度に基づく平成24年3月検針分のガス料金について」をご参照ください。

平成24年3月検針分に適用するガス料金については、当社ホームページ等お知らせいたします。

＜平成24年3月8日以降の平成24年3月検針分・単位料金調整額算定方法＞

(1) 平均原料価格の算定 (平成23年10月～12月)

LNG平均原料価格(貿易統計値)	66,720	×0.9658
+ LPG平均原料価格(貿易統計値)	64,430	×0.0336

66,603.02

円/t
↓(10円未満四捨五入)

66,600

円/t

(2) 原料価格変動額の算定

66,600	円/t	-	66,180	円/t	=	420	円/t
(平均原料価格)			(基準平均原料価格)			↓(100円未満切捨て)	
			(平成23年9～11月)			400	円/t

(3) 単位料金調整額(m³あたり調整額)の算定

単位料金調整額	=	400	円	/100円×0.0861*
	=	0.34	円	(小数点第3位切捨て)

* 変動額100円につき単位料金を0.0861(0.082×1.05)円調整します